平成２５年（フ）第４７号
三重県名張市桔梗が丘２番町１街区52番地12―５号、住民票上の住所三重県名張市東田原1993番地　ハイツ東田原101号
債務者　眞田　桂子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２８５号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目３番地　レオパレスＲｉｏムコガワ202号、前住所兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番地の34　セレーノ尼崎506号
債務者　髙野　光男
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町15番18―202号
債務者　寺西　　清
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
広島県三原市宗郷４丁目６番４―202号
債務者　松本　礼子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
福岡県八女市本村1041番地　榎町団地56号
債務者　鴫山コズヱ
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県八女市大島506番地２
債務者　樋口　紘子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３８５号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地２番302号
債務者　中納　静子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４１３号
福岡県中間市七重町２番８号
債務者　川上由香理
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７号
福岡県田川郡香春町大字柿下455番地１、前住所福岡県田川市大字弓削田420番地11　スウィートドミールＤＭ　Ａ202
債務者　政時　敏光
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２７１号
大分市大道町５丁目４番40号　グランドパレス大分駅南309
債務者　岩永　　恒
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸599番地２県住57―１―514
債務者　奥島　　明
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５９号
宮崎市高岡町下倉永1200番地１　市営住宅祇園棟301号
債務者　竹之内るみ子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５９号
福島県安達郡大玉村玉井字西庵153番地２
債務者　大河内真弓
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石参番館705号、前住所兵庫県明石市二見町西二見1985番地の15
債務者　三橋　拓真
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
神戸市西区岩岡町西脇838関西青少年サナトリューム、住民票上の住所神戸市灘区楠丘町３丁目１番710号
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
神戸市西区王塚台３丁目７番地　プレジオ王塚台30Ａ号、前住所神戸市東灘区田中町３丁目４番５号　サンハイツ甲南703号
債務者　渡部　信子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係